

社会福祉法人 大樹会における 福祉・介護職員等特定処遇改善加算についての取組

<算定対象事業所 及び 取得加算区分 一覧>

事業所名	取得加算区分・加算率（％）		根拠加算
	特定加算Ⅰ	特定加算Ⅱ	
就労継続支援A型 湯屋の里	1.7		福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）
就労継続支援B型 湯屋の里	1.7		福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）

※特定加算Ⅰの算定要件は、特定加算Ⅱの要件に加え、福祉専門職員配置等加算を算定していることとなります。

<福祉・介護職員等特定処遇改善加算 配分期間>

配分期間	令和3年6月 から 令和4年5月 まで
------	---------------------

<福祉・介護職員等特定処遇改善加算 配分対象者・配分方法>

区分	配分対象者	配分方法
a 経験・技能のある障害福祉人材	サービス管理責任者	月額19,000円
b 他の障害福祉人材（注1）	該当なし	
c その他の職種	該当なし	

※「経験・技能のある障害福祉人材」については、各法人の裁量において設定することとされています。

（注1）「b 他の障害福祉人材」に該当する職員であって、職員分類の変更特例の例示（下表）を参考にした上で、研修等で専門的な技能を身につけた勤続10年以上の職員について、「経験・技能のある障害福祉人材」に分類することができます。

他の障害福祉人材について、研修等で専門的な技能を身につけた勤続10年以上の職員（例）	強度行動障害支援者養成研修修了者
	手話通訳士、手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記者
	点字技能士、点字指導員、点字通訳者
	盲ろう者向け通訳・介助員養成研修修了者
	失語症者向け意思疎通支援者養成研修修了者
	サービス管理責任者研修修了者
	児童発達支援管理責任者研修修了者
	サービス提供責任者研修修了者
	たんの吸引等の実施のための研修修了者
	職場適応援助者（ジョブコーチ）養成研修修了者
など	

<現在までの職場環境等要件>

入職促進に向けた取組	・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	・働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者要請研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
腰痛を含む心身の健康管理	・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業者のための休憩室の設置等健康管理対策の実施

<見える化要件>

周知実施方法	当法人ホームページに本取組内容を掲載します
--------	-----------------------